

平成 29 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鎌 倉 新 書
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 祐 孝
(コード番号：6184)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 須 藤 諭 史
(TEL. 03-6262-3521)

新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部または市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達目的】

当社は、仏壇仏具業界向けの出版部門からスタートして以降、事業領域をライフエンディング市場に広げていき、現在は主に葬儀、仏壇、お墓を中心としたポータルサイトの運営を通じて、ユーザーに対して様々なライフエンディングに関する情報提供を行っております。

また当社は、「私たちは、人と人とのつながりに『ありがとう』を感じる場面のお手伝いをすることで、豊かな社会づくりに貢献します」という企業理念のもと、事業領域を既存事業に限定せず、高齢社会が進展するわが国におけるユーザーのさまざまなニーズに対応した事業を展開していくことに意識を傾け、事業活動を行っております。

コールセンターや当社が主催する終活に関するセミナー等の業務を行う中で、当社はわが国の多くの高齢者が、さまざまな悩みや問題を抱えておられることを認識しており、それらの課題解決のお手伝いをするのが大切な社会的使命である、とも考えております。

当社はこの使命を遂行するため、現行のサービスを日々改善し、より多くのユーザーの皆様にご利用いただけるようにすることは勿論のこと、今日の高齢者のニーズに応えるべく、遺産相続や遺品整理、お別れ会など、新たな事業展開に積極的に取り組んでまいります。

本資金調達は、上記目的達成のために行うものであります。今回の新株式発行により調達する資金は、既存事業はもとより、新規事業の拡大に伴う人件費と採用活動費、広告宣伝費、お別れ会等に関連する会場設営や供花等の業務委託関連費に充当する予定であります。本資金調達を通じて、当社の事業拡大及び収益力の強化を図ると共に、さらなる成長に向けた財務基盤の強化に努めてまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 538,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 7 月 10 日（月）から平成 29 年 7 月 12 日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 29 年 7 月 20 日（木）
- (8) 受渡期日 平成 29 年 7 月 21 日（金）
- (9) 申込証拠金 1 株につき発行価格と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100 株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 清水祐孝に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 80,000 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である清水祐孝（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 清水祐孝に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 80,000 株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 80,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成29年7月25日（火）
- (6) 払 込 期 日 平成29年7月26日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 清水祐孝に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、80,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年6月30日（金）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成29年7月21日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成29年7月10日（月）の場合、「平成29年7月13日（木）から平成29年7月21日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成29年7月11日（火）の場合、「平成29年7月14日（金）から平成29年7月21日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成29年7月12日（水）の場合、「平成29年7月15日（土）から平成29年7月21日（金）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧の上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,459,200株	(平成29年5月31日現在)
一般募集による増加株式数	538,000株	
一般募集後の発行済株式総数	8,997,200株	
本第三者割当増資による増加株式数	80,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	9,077,200株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対しSMBC日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の用途

(1) 今回の調達資金の用途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限984,729,560円について、平成32年1月までに、710,000,000円をポータルサイトサービス(注1)等の既存事業及びお別れ会(注2)等の新規事業の拡大に伴う人件費と採用活動費に、90,000,000円をリスティング広告(注3)等の広告宣伝費に、184,729,560円をお別れ会等に関連する会場設営や供花等の業務委託関連費に充当する予定であります。なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

また、当社は平成27年12月の株式会社東京証券取引所マザーズへの新規上場時に事業拡大のための運転資金(人件費)を用途として公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資を実施しておりますが、今回の手取金の用途は、当該新規上場時に調達した資金の用途と重複するものではありません。当該新規上場時に調達した資金(手取概算額合計201,778,000円)につきましては、当初の予定通り事業拡大のための運転資金(人件費)として、これまでに平成28年1月期に20,000,000円、平成29年1月期に130,000,000円を充当しており、平成30年1月期にも51,778,000円を充当する予定(平成29年4月30日現在13,000,000円を充当済み)であります。

(注) 1 当社は、葬儀のポータルサイト「いい葬儀」、仏壇仏具のポータルサイト「いい仏壇」、霊園・墓地のポータルサイト「いいお墓」等のポータルサイトを運営しております。

2 お別れ会とは、葬儀・告別式を近親者のみで行った後に、後日友人・知人を招いて行う追悼の会を指します。

3 リスティング広告とは、検索エンジンなどの検索結果ページに掲載される広告を指します。

(2) 前回調達資金の用途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の用途に充当することで、当社の事業の拡大並びに財務基盤の強化及び自己資本比率の向上につながり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しているものの、未だ内部留保が充実しているとはいえません。また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

当社の剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会ですが、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。将来的には、各

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧の上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、ならびに将来の成長力の維持のために活用していく方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年1月期	平成28年1月期	平成29年1月期
1株当たり当期純利益	1.49円	17.38円	25.35円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	0.00円 (0.00円)	0.00円 (0.00円)	0.00円 (0.00円)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	3.7%	27.5%	26.9%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 当社は、平成27年8月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割、平成28年10月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。平成27年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 実績配当性向及び純資産配当率は、当該3決算期間において配当を行っていないため記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は以下のとおりであります。

なお、前記「2. 今回の増資による発行済株式総数の推移」に記載の本第三者割当増資後の発行済株式総数9,077,200株に対する下記の交付株式残数合計の比率は13.4%となる見込みであります。

ストックオプションの付与状況(平成29年6月30日現在)

決議日	交付株式残数	権利行使価額 (資本組入額)	権利行使期間
平成26年5月26日	197,600株 (注)	195円 (98円)	平成28年6月1日から 平成36年5月25日まで
平成26年12月26日	156,800株 (注)	195円 (98円)	平成29年1月9日から 平成36年12月25日まで
平成26年12月26日	24,000株 (注)	195円 (98円)	平成28年1月9日から 平成34年1月8日まで
平成26年12月26日	8,000株	195円	平成29年1月9日から

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

	(注)	(98 円)	平成 36 年 12 月 25 日まで
平成 29 年 6 月 8 日	480, 300 株	1, 665 円 (833 円)	平成 30 年 5 月 1 日から 平成 36 年 5 月 10 日まで
平成 29 年 6 月 8 日	348, 100 株	1, 665 円 (833 円)	平成 30 年 5 月 1 日から 平成 34 年 5 月 10 日まで

(注) 平成 29 年 5 月 31 日現在の交付株式残数を記載しております。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 27 年 12 月 3 日	公募による新株式発行 138, 000 千円	179, 200 千円	139, 200 千円
平成 28 年 1 月 6 日	第三者割当増資 69, 000 千円	213, 700 千円	173, 700 千円

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 27 年 1 月期	平成 28 年 1 月期	平成 29 年 1 月期	平成 30 年 1 月期
始 値	－円	3, 310 円	1, 831 円 □1, 076 円	952 円
高 値	－円	3, 340 円	4, 665 円 □1, 150 円	1, 928 円
安 値	－円	1, 370 円	1, 280 円 □926 円	943 円
終 値	－円	1, 845 円	4, 405 円 □964 円	1, 830 円
株価収益率	－円	26. 54 倍	38. 03 倍	一倍

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場マザーズにおけるものであります。
2. 当社株式は、平成 27 年 12 月 4 日をもって株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。
3. □印は、平成 28 年 10 月 1 日付の普通株式 1 株につき 4 株の株式分割による権利落後の株価であります。
4. 平成 30 年 1 月期の株価等については、平成 29 年 6 月 29 日（木）現在で記載しております。
5. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値です。また、平成 30 年 1 月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去 5 年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である清水祐孝、株式会社かまくらホールディングス、Y J 1 号投資事業組合、清水優紀及び清水啓太郎は、S M B C 日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、S M B C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧の上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。